

平成 28 年 5 月 11 日

自由民主党 政務調査会 厚生労働部会
社会福祉法人改革プロジェクトチーム 御中

社会福祉法の一部を改正する法律にかかる政省令等の検討への意見

全国救護施設協議会
会長 大西 豊美

全国で 180 を超える救護施設は、日常生活が困難な利用者の安心・安全な生活と自立の支援を図るとともに、「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」のもと、地域で対応が困難なさまざまな生活課題をもつ人々に対し、その課題解決に向けた取り組みを推進しています。

こうした取り組みをより一層積極的に推進するとともに、法人経営のガバナンスの強化、財務の透明性の確保や、情報開示の強化など社会福祉法人としての責務に主体的に取り組むため、社会福祉法の一部を改正する法律にかかる政省令等の検討にあたって、以下のとおり要望しますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「地域における公益的な取組」の実施について、措置施設への配慮をお願いします

地域における公益的な事業を実施するにあたり、措置施設として積極的に対応できる仕組みの検討をお願いします。

なかでも、法人の独自性、地域の特性に基づく取り組みが阻害されることのないよう、職員配置や施設・整備の活用について柔軟に対応できる仕組みとしてください。